

平成 30 年 6 月 11 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 メ ル カ リ
代 表 者 名 代 表 取 締 役 会 長 兼 C E O 山 田 進 太 郎
(コード番号：4385 東証マザーズ)
問 合 せ 先 執 行 役 員 C F O 長 澤 啓
TEL. 03-6804-6907

**発行価格及び売出価格、国内外の募集株式数及び売出株式数並びに
オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数決定のお知らせ**

当社株式の発行価格及び売出価格、国内市場及び海外市場における募集株式数及び売出株式数並びにオーバーアロットメントによる売出しの売出株式数等につきまして、下記のとおり決定されましたので、お知らせ申し上げます。

記

1. 発行価格・売出価格	1株につき	金 3,000 円
2. 募集株式数	国内募集	2,111,000 株
	海外募集	16,048,500 株
3. 売出株式数	引受人の買取引受による国内売出し	14,648,200 株
	海外売出し	7,906,600 株

4. 価格決定の理由等

発行価格等の決定に当たりましては、仮条件（1株につき 2,700 円～3,000 円）に基づいて、ブックビルディングを実施いたしました。

当該ブックビルディングの状況につきましては、

①申告された総需要株式数が、公開株式数を十分に上回る状況であったこと。

②申告された総需要件数が多数にわたっていたこと。

③申告された需要の相当数が仮条件の上限価格であったこと。

が特徴として見られ、現在の株式市場の状況、最近の新規上場株の株式市場における市場評価及び上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に勘案して、1株につき 3,000 円と決定いたしました。

なお、引受価額は1株につき 2,865.00 円と決定いたしました。

また、国内外の募集株式数及び売出株式数の内訳につきましては、上記ブックビルディングの状況等を勘案し、募集株式数につき国内募集 2,111,000 株、海外募集 16,048,500 株、売出株式数につき引受人の買取引受による国内売出し 14,648,200 株、海外売出し 7,906,600 株と決定いたしました。

5. オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数	2,840,500 株
----------------------------	-------------

6. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

①公募による募集株式発行

増加する資本金 26,013,483,750 円 (1株につき 1,432.50 円)

増加する資本準備金 26,013,483,750 円 (1株につき 1,432.50 円)

②第三者割当増資による募集株式発行

増加する資本金 (上限) 4,069,016,250 円 (1株につき 1,432.50 円)

増加する資本準備金 (上限) 4,069,016,250 円 (1株につき 1,432.50 円)

7. 引受人に対する指定販売先への売付け要請（親引け）の件

当社が、引受人に対し、売付けることを要請している指定販売先（親引け先）の状況等について、親引けしようとする株券等の数が決定しましたので、以下のとおりお知らせ申し上げます。

- | | | |
|----|----------------|--|
| a. | 親引け先の名称 | メルカリ従業員持株会 |
| b. | 親引けしようとする株券等の数 | 当社株式 219,500株 |
| c. | 販売条件に関する事項 | 販売価格は上記1.の売出価格となります。 |
| d. | 親引け後の大株主の状況 | 国内募集、海外募集、引受人の買取引受による国内売出し、海外売出し及び親引け実施後のメルカリ従業員持株会の所有株式数は219,500株（潜在株式数を含む株式総数の0.14%）となります。 |

[ご参考]

1. 公募による募集株式発行及び株式売出しの概要

(1) 募集株式数及び売出株式数

募集株式数 普通株式 18,159,500株
(国内募集 2,111,000株、海外募集 16,048,500株)

売出株式数 普通株式 引受人の買取引受による売出し 22,554,800株
(引受人の買取引受による国内売出し 14,648,200株、海外売
出し 7,906,600株)

オーバーアロットメントによる売出し 2,840,500株

(2) 申込期間 平成30年6月12日(火曜日)から
平成30年6月15日(金曜日)まで

(3) 払込期日 平成30年6月18日(月曜日)

(4) 株式受渡期日 平成30年6月19日(火曜日)

2. ロックアップについて

グローバル・オフアリングに関連して、売出人かつ貸株人である山田進太郎、売出人であるユナイテッド株式会社、富島寛、グローバル・ブレイン5号投資事業有限責任組合、株式会社suadd、Wil Fund I, L.P.、イーストベンチャーズ投資事業有限責任組合、グロービス4号ファンド投資事業有限責任組合、三井物産株式会社、Globis Fund IV, L.P.、石塚亮、テクノロジーベンチャーズ3号投資事業有限責任組合、株式会社日本政策投資銀行、鶴岡達也、胡華、GMO VenturePartners3投資事業有限責任組合、ジャパン・コインベスト投資事業有限責任組合、猪木俊宏、GMOペイメントゲートウェイ株式会社、石川篤、山田佐知子、Puneet Shah、Kevin Linn及びEunsun Yen、当社の株主である小泉文明、松山太河、日本郵政キャピタル株式会社、フォレストホールディングス合同会社、Erika Ocampo及びヤマト運輸株式会社、並びに当社の新株予約権者である山田進太郎、富島寛、石塚亮、小泉文明、鶴岡達也、胡華、濱田優貴、John Lagerling、Robin Clark、松本龍祐、青柳直樹、掛川紗矢香、長澤啓、山田和弘、五十川匡、伊藤錬、宮上佳子、伊豫健夫、名村卓、柄沢聡太郎、荻原裕太、森本茂樹、川嶋一矢、片岡慎也、田中慎司、城讓、益田尚、藤崎研一朗及びその他役員62名は、ジョイント・グローバル・コーディネーターに対し、元引受契約締結日から上場日(当日を含む。)後180日目(平成30年12月15日)までの期間(以下、「ロックアップ期間」という。)、ジョイント・グローバル・コーディネーターの事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却等(但し、引受人の買取引受による国内売出し、海外売出し、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと等を除く。)を行わない旨を約束する書面を差し入れております。

また、当社はジョイント・グローバル・コーディネーターに対し、ロックアップ期間中はジョイント・グローバル・コーディネーターの事前の書面による同意なしに、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社普通株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行等(但し、国内募集、海外募集、本件第三者割当増資、株式分割及びストック・オプション又は譲渡制限付株式報酬にかかわる発行等(但し、ロックアップ期間中に行使又は譲渡されないものであり、かつ、ロックアップ期間中の発行等による累積での潜在株式ベースの希薄化率が1%を超えないものに限る。))を除く。)を行わない旨を約束する書面を差し入れております。

さらに、グローバル・オフアリングに関連して、親引け先である当社従業員持株会は、ロックアップ期間中はジョイント・グローバル・コーディネーター及び共同主幹事会社の事前の書面による同意なしに、当社普通株式の売付等を行わない旨を約束する書面を差し入れております。

ロックアップ期間終了後には上記取引が可能となりますが、当該取引が行われた場合には、当社普通株式の市場価格に影響が及ぶ可能性があります。

なお、上記のいずれの場合においても、それぞれジョイント・グローバル・コーディネーター又はジョイント・グローバル・コーディネーター及び共同主幹事会社はロックアップ期間中であっても、その裁量で当該合意の内容を全部又は一部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式の割当等に関し、割当を受けた者との間で継続所有等の確約を行っております。

また、上記に加えて、当社の株主であるユナイテッド株式会社は、当社に対し、グローバル・オフリングにおける同社による当社普通株式の売却が完了した時点において同社が保有する当社普通株式のうち5,250,000株について元引受契約締結日から上場日(当日を含む。)後3年目の応当日(平成33年6月19日)までの期間、当社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却等(但し、引受人の買取引受による国内売出し等を除く。)を行わない旨を約束する書面を差し入れております。

以 上

ご注意： この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。平成30年5月14日及び平成30年6月1日の当社取締役会において決議された当社普通株式の募集及び売出しへの投資判断を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」(及び訂正事項分)をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」(及び訂正事項分)は引受証券会社より入手することができます。

本記者発表文は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。当社普通株式は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は、当社又は売出人より入手することができます。同文書には当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の登録を行うことを予定しておりません。